

## i-fix PLUS (アイフィックスプラス) 会員規約

### 第1条 (目的)

本規約は、株式会社タック（以下当社といいます）が運営する修理店舗「iPhone 修理屋」の修理サービスを対象とした有料会員サービス「i-fixPLUS」(以下会員サービスといいます) に関し、当社及び会員双方が遵守すべきものとして定めるものです。

### 第2条 (会員制)

会員サービスは会員のみを対象としたサービスとなり本規約を承認の上、同意書への記入、Paypal アカウントの作成及び、クレジットカードを利用して月額利用料×24ヶ月(税別)の料金を先払いにて決済する事により入会日当日からご利用いただけます。

### 第3条 (修理サービス)

会員サービスは、会員が機種情報等を登録した iPhone 有償修理の特別割引サービスや特典をいいます。サービスの対象端末は第14条記載の通りとし当社が指定する修理店が行うものとします。

### 第4条 (規約変更)

当社は、本規約やサービスの内容を会員の事前の承認なしに改訂することができるものとします。改訂の際は会員サービス WEB サイトへダウンロード規約の変更及び、改訂内容を掲載し1週間を経過した時点で全ての会員に適用されるものとします。

### 第5条 (会員について)

1. 入会は、当社が定める方法にて申込むものとします。
2. 申込時に当社に提供した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとし、審査の結果いずれかに該当することが判明した場合、入会を承認しないことがあります。
- ・申込内容に虚偽の記載、記入漏れ、又は虚偽の個人情報やデータが提示されていたとき。
- ・申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードが無効な場合。
- ・クレジットカードのカード名義人が申込本人ではないとき。
- ・暴力団、暴力団関係団体の構成員、関係者その他の反社会的組織に属している者であると当社が認めたとき。
- ・規約違反や既に退会している事実が発覚したとき。
- ・当社が会員として不適格と判断したとき。

### 第6条 (会員資格の取得)

第5条の手続きを経て当社が入会を承認した時点で、申込者は会員資格を取得するものとし、会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。

### 第7条 (退会について)

会員サービスを退会する場合には、メール ([iphone-tac@cls-estate.co.jp](mailto:iphone-tac@cls-estate.co.jp)) の送信にて退会意思表示をするものとする。その後、退会メールを当社からお送り致します。当社に対する未履行債務が存在する場合、会員資格取り消しの場合も退会後、当該未履行債務は存続するものとします。

1. 会員は、事由の如何を問わず利用料の返還を一切求めることはできないものとします。また月途中での入会・退会における月額利用料の日割り計算は行わないものとします。
2. 会員サービスの期間は、お申込及びご入会を頂いた当日から2年間を会員期間とし2年間は退会できないものとする。
3. 退会については翌々年の入会日(24ヶ月後)から1ヶ月前以内にメールにて退会意思表示をする。
4. 退会の意思表示が無い場合は、自動的に2年間毎に会員期間を延長するものとする。

### 第8条 (会員資格の停止及び取消)

会員が次のいずれかに該当するときは、会員に通知又は催告することなく会員資格の停止、取消しを行うことができるものとします。

- ・入会時の申請情報又は修理申請時の情報に虚偽の記載、誤記、若しくは記入漏れ等が提示されていたとき。
- ・第6条のいずれかに該当する場合。
- ・第10条に定める会員サービスの利用料その他の金銭債務の履行を遅滞、又は支払を拒否したとき。
- ・利用料が当社の指定する期間内に支払われないとき。
- ・iPhone 端末の売買、修理又は管理を業とする者が、iPhone 端末に対して会員サービスを利用したとき。
- ・会員サービスを退会、本規約に関する違反をしたとき。
- ・差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立や破産、民事再生等の申立を受けたとき。 解決協議、任意整理手続を開始する場合。
- ・暴力団、暴力団関係団体の構成員、関係者又は反社会的組織に属している者であると当社が認めたとき。
- ・会員が死亡したとき、その他、事由の如何を問わず当社が必要であると判断したとき。

### 第9条 (決済方法)

1. 会員は、Paypal アカウントの作成を行い月額利用料×24ヶ月分(税別)の料金をクレジットカード決済にて支払うものとします。
2. 会員とクレジットカード会社において、サービスの利用料の支払いを巡って紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用料その他の金銭債務等について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について会員に対し、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとします。

### 第10条 (月額利用料の返還、金額の変更)

1. 会員サービスの利用料を改定する場合、第5条に定めるサイトに告知するものとします。
2. 天災地変、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合、当社は、月額利用料の額を変更することができるものとします。

### 第11条 (会員の証明)

会員サービスの特典を利用するには、有効会員であることを証するために、会員本人の身分証明書、対象携帯端末、IMEI をサービス実施者等に提示するものとします。会員証明ができないときは、会員サービスの提供や特典を受けられないものとし、入会金及び利用料の返金その他如何なる補償も行わないことを会員は予め承るものとします。

### 第12条 (修理サービス)

修理サービスに関して、初回の修理以降は、実施者が運営する iPhone 修理屋西麻布店へ会員登録済みの iPhone 実機と第11条の証明書を持参する形で受け付けするものとし、修理の規約については、別紙修理受付同意書の条項をすべて継承するものとする。また、修理を依頼する前に必ず当社に電話をして会員である旨を明示して故障・破損の状況を説明する。

### 第13条 (修理サービスを提供できない場合)

次の各号に該当する場合は、通常価格による有償修理及び修理不可となります。

- ・会員登録されている iPhone 端末のシリアルナンバー、電話番号等の機種情報が異なる場合や未入力項目がある場合。
- ・入会中に機種変更を行った場合は速やかに機種情報変更の連絡をメール(第7条記載)で行うものとします。
- ・登録 iPhone 端末が購入後1年以内で AppleCare の無料修理や部品交換の対象となる場合
- ・修理サービス実施者の判断により全損等などの理由で修理が不可能と判断した場合
- ・会員本人以外からの修理依頼があった場合や、機能拡張などの Jailbreak(脱獄)による故障・破損や自己修理失敗による故障・破損など(但し会員特別にてサービス実施者が有償修理致します)
- ・利用料の債務支払いを怠っている場合や前回の修理受付日より30日が経過していない場合(但し20%OFFで行います)
- ・自己でカスタマイズや装飾等を行った部分の故障・破損、サービス実施者が修理必要なしと判断する小さい傷や破損の場合
- ・継続的に発売される新機種が仕様変更等により修理不可の場合や修理部品の流通が無い場合

### 第14条 (会員サービス対象端末)

修理サービスを受けることのできる iPhone 端末は、iPhone5以降の端末とし、最新発売機種(1年未満)の iPhone 端末は修理部品の調達上の理由で発売後の一定期間、対象機種としない場合があります。この際、当社は一切その責を負わないものとし、会員サービスの提供は、会員が会員サービスに機種情報登録した iPhone 端末 (IMEI) 及び電話番号を対象とします。

### 第15条 (免責)

- 修理サービス実施者は次の記載する事由によって会員に発生した損害について損害賠償の責任を一切負いません。
- ・ご依頼時の端末の状況により、何らかの原因により修理完了後に、データ損失・データ消失・起動不能などに至った場合
  - ・iPhone 端末の個体差により近接センサー・カメラ・電波障害・剥げ・変色・データ損失等の不具合が発生した場合
  - ・交換パーツの相性等で修理作業後に不具合が発生した場合
  - ・修理をすることによりメーカーのサポート対象外となった場合。
  - ・修理期間中、iPhone 端末を利用できないことにより会員に損害が発生した場合
  - ・運送会社等による iPhone 端末送付時の紛失・破損が発生した場合
  - ・法令又は公権力の発動による iPhone 端末の没収、差し押さえ又は第三者への引き渡し
  - ・その他当社又はサービス実施者の責めに帰さない事由による場合

### 第16条 (個人情報の取扱い)

当社は、会員から取得した個人情報を以下の目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

- ・入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、会員サービスの提供、利用料等の決済、顧客管理、特典の付与その他修理業務等の取引遂行のため。
- ・サービス実施者との業務連絡や修理依頼

以上、平成29年1月7日制定、同日施行  
平成29年9月12日改訂